

# 賞与保険料の計算及び報告について

賞与支払いにかかる各種保険料控除は、下記の通りです。

個人負担額は、賃金台帳に記載の上控除し、「被保険者賞与 支払届」及び「総括表」を押印の上、当事務所までお送り下さい。

支給がない場合は、「総括表」のみ押印してご送付下さい。

## ■ 社会保険料 (個人保険料)

<納付>

賞与報告後、個人負担額と同額を会社負担額として、合計額が翌月末に月別保険料と合算して引落としになります。

(千円未満切捨て)  
↓

健康保険料	= 賞与額	× 51.7 / 1,000
介護保険料 (40才以上 65才未満)	= 〃	× 8.2 / 1,000
厚生年金保険料	= 〃	× 91.5 / 1,000

支給額上限  
年間総額 573 万円

支給額上限  
1回につき 150 万円

	【個人社会保険料計】	【会社保険料計】	【納付料率】
【40才以上 65才未満の者】	151.4 / 1,000	個人に同じ	302.8 / 1,000
【40才未満 65才以上の者】	143.2 / 1,000	個人に同じ	286.4 / 1,000

<納付>

年度更新時に個人及び会社保険料が合算され確定申告として清算されます。

## ■ 雇用保険料

※ 千円未満切捨てにはなりません。

	【個人保険料】	【会社保険料率】
賞与額 × 3 / 1,000 (一般の事業)		6 / 1,000
〃 × 4 / 1,000 (農林水産の事業)		7 / 1,000
〃 × 4 / 1,000 (建設の事業)		8 / 1,000

※R2年4月1日より雇用保険料免除になっていた高齢者の方も雇用保険料控除の対象になります。

